

米欧アジア諸国の IT政策と日本 ①

早稲田大学 理工学部
木村 忠正

はじめに

2000年末からの米デジタル経済の変調は、先日の同時多発テロにより先行き不透明感を一層増大させている。しかし、情報ネットワークが、産業経済のみならず、社会文化、政治行政いずれの領域においても必須のインフラとして整備され、その上に多様な活動が展開される社会とそうではない社会との間には、国際競争力と社会的活力において大きな差を生み出すとの認識は強まりこそすれ、減じることはない。つまり、情報ネットワークが社会システム総体を変革しつつあることに疑う余地はないといつてよい。

しかし、おそらく10年前、「インターネット」がこうした世界規模での大きな変革の直接的動因となるとは予想だにされていなかった。いわゆる「情報化社会」「知識社会」というコンセプトは60年代から存在し、それぞれの時代における利用可能技術をもとに、「ニューメディア」「マルチメディア」「メガメディア」といった様々な「ブーム」も到来した。だが、それらは現在の「ITハード産業」の基盤を形成するうえで重要な役割を果たしてきたとはいえ、ビジネスプロセス総体の変革、人々の日常生活や政治行政活動にまで直接広範な影響を及ぼすものではなかったのである。

このような意味で、90年代半ばからのインターネットを中核とする

技術革新と社会にもたらされた変革は、「ドックイヤー」「マウスイヤー」とも称されるそのスピードと、影響を与える範囲において、文字通り「爆発的」であった。それゆえ、90年代からの「IT政策」は、インターネット型情報ネットワークがもつ潜在力を見抜き、社会システム総体を情報ネットワーク化するために積極的対応を行った社会とそうでない社会との間で大きな違いをもたらすことになったと考えることができよう。

ここでは、包括的に個別の政策領域へと踏み込むことは不可能だが、欧米アジア各国のIT政策を概観し、日本と比較することにより、今後日本社会がどのようなIT政策を構想し、実行すべきかについて示唆を得ることとしたい。

アメリカにおける IT政策の展開

まず、一連の「IT革命」を主導し「デジタル経済」を開花させたアメリカにおける90年代のIT政策を振り返ることで、主要なIT政策領域とアメリカ政府の対応をみてみよう。

表1は、90年代からの主要なIT政策をまとめたものである。これらを見ると、①次世代ネットワーク技術、②情報通信産業の再編成とそこでの規制のあり方、③電子商取引関連として知的財産権、電子認証・電子署名、ネット取引への課税、④国家安全保障、危機管理、⑤暗号政策（これは、電子商取引、産業

表1 アメリカ政府のIT戦略

1991年12月	高性能コンピューティング法 (HPC法) : 基本理念として「コンピュータに関する研究開発は、米国の安全保障と経済的發展の命運を決するものであり、この分野での米国の優位を今後も維持することが不可欠」と規定。その後のNIIにつながるNREN (全米研究教育ネットワーク) を含む。
1991年 9月	ゴア (上院議員) "Scientific American" に論文。NII (情報スーパーハイウェイ) 構想、「グローバル・ビレッジ」構想を提案。
1993年 3月	ITによる行政改革を目的とし、ゴア副大統領を長とするNPR (National Performance Review) 設置。9月に報告書「National Performance Review : Creating a Government That Works Better and Costs Less」
1993年 4月	暗号鍵管理に関して「クリッパーチップ」構想をクリントン政権が公表。その後大きな継続的論争となる。暗号技術は国家安全保障と民間産業競争力との利害が対立する領域であるが、98年以降断続的に緩和が続いている。00年1月には56ビット以上の暗号技術製品輸出に必要だった政府の許可を原則的に自由とし、00年7月の規制緩和によって大半のOECD諸国には許可なく暗号製品輸出が認められた。
1993年 9月	「全米情報通信基盤 (NII) ~行動指針」: 民間主導の明示を含むNII構築9原則を提示。その後94年1月にNII構築に関する通称「ゴア5原則」(民間投資の促進、競争の促進と確保、ネットワーク利用の確保、情報の公平さの確保、政策の柔軟性の確保) へと発展。
1994年 3月	ゴア「世界情報通信基盤」(GII) コンセプト: プエノスアイレスで開催された第1回世界電気通信開発会議で提唱し、ゴア5原則をGIIに関しても採択。
1994年 7月	知的所有権WG「知的所有権に関するレポート草稿 (A Preliminary Draft of the Report of the Working group on Intellectual Property Rights)」(通称Lehmanレポート) 公表。最終的には95年9月ホワイト・ペーパー。
1996年 2月	アメリカ連邦通信法を約60年ぶりに抜本的に改正。通信、放送、出版の垣根を緩和。
1996年 6月	NPRによる報告書「Access America」
1996年 8月	FCC (連邦通信委員会) 「競争三部作 (Competitive Trilogy)」 (1. 相互接続ルール、2. ユニバーサル・サービス、3. アクセスチャージ問題) を公表開始。
1996年10月	『次世代インターネット計画 (NGI (Next Generation Internet) Initiative) 』
1997年 5月	FCC「競争三部作」の一つ、「ユニバーサル・サービス実施のための行政規則」を公布。この中で、学校および図書館向けのインターネット接続料金割引「E-rate」制度を規定。98年1月からe-rateは実施され、教育の情報化に寄与。
1997年 7月	『グローバル電子商取引のための枠組み』『インターネット自由貿易圏 (ネット上での取引を非関税にする) ことを提唱。
1998年 1月	米商務省NTIA (National Telecommunications and Information Administration : 国家電気通信情報管理局) 「インターネットにおけるネームとアドレスの技術的管理を改善するための提案書」(通称「グリーンペーパー」)
1998年 4月	『デジタル経済の到来』米商務省白書。アメリカにおける情報通信産業の果たす役割を分析。99年に『II』、2000年には『到来』の表現をとり、文字通り『デジタル経済2000』と題する白書を公表。
1998年 6月	米商務省NTIA「インターネットにおけるネームおよびアドレスの管理」(Management of Internet Names and Addresses、通称「ホワイト・ペーパー」) を公表。ドメイン名とIPアドレスの管理に責任と権利を持つ民間非営利法人が創設されるべきこと。IANAがジョン・ポステルを中心に民間非営利法人の母体となることが明確に示され、紛争解決機構に関しては、WIPOに検討グループを設置し、The New Corporationの理事会に提案することを要請。
1998年 7月	「大統領情報技術諮問委員会」(PITAC : President's Information Technology Advisory Committee) 設置。99年2月、最終報告書「IT研究 : アメリカの未来に対する投資 (Information Technology Research : Investing In Our Future)」提出。
1998年 9月	ドメインネームとIPアドレスに関する責任と権利をもつ国際非営利法人としてICANNが米カリフォルニア州法に基づき設立される。ちなみにWIPOは99年4月にドメインネームプロセスに関する最終報告書を公表。
1998年10月	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代インターネット開発法」(Next Generation Internet Research Act) (91年HPC法改正案) 次世代インターネット計画のための予算として、6,700万ドル (1999年度) 及び7,500万ドル (2000年度) を計上。 「デジタル2000年著作権法」(DMCA : Digital Millenium Copyright Act) : インターネットなどで送受信される映像、情報、音楽などの著作権保護のあり方を規定。96年12月に制定されたWIPO (世界知的所有権機関) のWCT (WIPO Copyright Treaty著作権条約)、WPPT (WIPO Performances and Phonograms Treaty実演・レコード条約) に対応。 「インターネット課税免除法」(Internet Tax Freedom Act) : インターネットベースの製品及びオンライン・サービスに関する州と地方税の課税を3年間猶予 (その後、00年に05年ないし06年まで延長する法案が上下院を通過)
1999年 6月	<ul style="list-style-type: none"> 「連邦電子署名法 (Electronic Signatures in Global and Commerce Act)」成立。2000年10月1日同法施行。従来の手書きのサインと同等に、文字や記号の羅列がサインとしての法的効力を持つこととなった。 商務省報告書「The Digital Work Force: Building Infotech Skills at the Speed of Innovation」
2000年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 「国家情報システム保護計画 (National Plan for Information Systems Protection)」社会インフラやコンピュータ・システム、ネットワークなどに対する脅威からの防衛を強化するサイバー・セキュリティ関連総合政策策定。 「Leadership for the New Millennium. Delivering on Digital Progress and Prosperity」電子政府の進捗状況報告。
2000年度	IT関連の研究開発プログラム「IT R & D」発足。

競争力、国家安全保障いずれの側面にも関与する)、⑥電子政府・行政改革とIT、⑦ドメインネーム問題・インターネットガバナンス(サイバースペース覇権)、⑧教育の情報化・IT人材育成、など、広範なIT政策が、90年代を通じて立案され、実施されてきていることがわかる。

ただ、アメリカのIT政策が90年代初めから「インターネット」を機軸にしたものでは必ずしもなかったことは確認しておく必要がある。NII政策の出発点となったのは93年9月に公表された「NII: Agenda for Action」だが、インターネットへの言及は主要な文脈に全くなく、本文でわずか4カ所、言葉として現われているに過ぎない。

「インターネット」を梃子として社会システムの総体的情報ネットワーク化を推進し、技術面、政治面、産業経済面、いずれにおいてもその主導権を握ろうとする政策的意図が明確に現われてきたのが、96年10月の「NGI(次世代インターネット)」計画だ。96年2月「改正通信法」は、抜本的に改定されたとはいえ、電気通信(地域・長距離)、CATV、テレビ・ラジオ、新聞、付加価値情報サービスといった既存の産業構造を前提とし、その相互参加の敷居を低くするにとどまっていた。インターネットに関しては、猥褻・暴力的表現からの青少年保護と表現の自由が激しく対立した「通信品位法」(CDA)を除けば、法制度的規制をかけず原則自由とし、発展

を促すという姿勢だったのである。

ただ、このような政策は、アメリカ社会におけるインターネットの爆発的普及を引き起こした。そして、その成長を背景として、クリントン=ゴア政権は、NGI計画により「インターネット」を政治経済的戦略概念へと積極的に拡張する。NGI計画は、インターネットの次に出現するであろう情報通信システムを「高度情報通信基盤」でも「高速広帯域通信網」でもなく、やはり「インターネット」という名前と呼ぼうとする政策的意思表示であった。次世代ネットワーク技術は、パケット型通信であるという点では確かに現在のインターネットに起源をもっているとしても、通信規約をはじめ現在のネットワークとは大きく異なる可能性は高い。少なくともそれは、69年のARPAnetに始まり、研究ネットワークとして発展してきたインターネットではない。それを「次世代インターネット」と呼んだのは、「情報化」の核心は何よりも「インターネット化」にあり、NIIやGIIもまた、とりもなおさずインターネットにほかならないという認識を既成のものとするためだ。では何故、「インターネット」なのか? それは、「インターネット」がアメリカにより産み出され発展を遂げたものであり、そこにアメリカの優位が集中的に現われているからである。

97年にはいるとクリントン=ゴア政権は、産業経済政策の中心的概念としてインターネットを前面に打

ち出しはじめる。『グローバル電子商取引のための枠組み』、『デジタル経済の到来』など電子商取引に関連する一連の政策文書は、オンラインコマース、エレクトロニックコマース、デジタル経済とは、インターネット上の商取引、つまり「インターネット・コマース」であるとの立場を明確にしている。

この文脈で筆者が重要と考えるのは、「ドメインネーム」の管理をめぐる一連の議論だ。これは「インターネットガバナンス問題」ともよばれ、「サイバースペース覇権」をめぐる争いの一つの現われとも解することができるものである。この問題を直接議論する紙幅は全くないが(関心のある方は、『IT2001: なにが問題か』所収の拙稿を参照いただきたい)、『インターネットにおけるネームおよびアドレスの管理』における次の一節が「インターネット」に対するアメリカの政策的立場を端的に示しているといつてよいだろう。

「今日のインターネットは、パケット交換技術および通信ネットワークに対するアメリカ政府の投資から生まれた結果である。これらはDARPA、NSF、その他アメリカ研究機関との契約に基づいて進められたものである。・・・1992年アメリカ議会は、NSFnetを商用化するための法的な権限を与えた。これが今日のインターネットの基礎となっている。

旧体制の遺産として、ドメインネームシステムの大きな部分は、未だアメリカ政府機関との契約に基づいて

表2 IT R&Dの2001年度予算要求

(単位：百万ドル)

連 邦 機 関 名	ハイエンド・ コンピューティ ング基盤及び アプリケーション (HEC I&A)	ハイエンド・ コンピューティ ング研究開発 (HEC R&D)	ヒューマン・ コンピュータ ・インターフェ イス及び情報 管理 (HCI&IM)	大規模ネット ワーク (LSN)	ソフトウェア の設計及び 生産性 (SDP)	高信頼ソフト ウェア及びシ ステム (HCSS)	社会、経済、 及び労働力の 面から見たIT 労働力開発 (SEW)	合 計
国立科学財団 (NSF)	285.2	102.1	135.8	111.2	39.5	20.5	45.3	740
国防高等研究計画局 (DARPA)	54.6	56.5	48.0	85.3	55.0	8.0	0.0	307
連邦航空宇宙局 (NASA)	129.1	25.8	17.9	19.5	20.0	9.1	8.3	230
国立衛生研究所 (NIH)	34.5	3.4	99.6	65.6	0.7	6.5	7.0	217
エネルギー省科学局 (DOE)	106.0	30.5	16.6	32.0	0.0	0.0	4.6	190
国家安全局 (NSA)	0.0	32.9	0.0	1.9	0.0	44.7	0.0	80
プロジェクト合計	761.6	291.4	334.7	368.8	160.5	98.3	120.9	2,137

出展：BlueBook 注：表は主要な連邦機関の予算要求のみをまとめたので、プロジェクト合計とは一致しない

運営されている」

インターネットはアメリカ(連邦政府)が構築してきたものであり、その管理運営の権限が法的に裏付けられるとすればアメリカ(連邦政府)しかない。ドメインネームを管理するNPOとしてICANNが設立される過程は、インターネットに正統性を主張できるのはアメリカ(連邦政府)だけだという歴史的かつ政治経済的事実を認めざるを得ない機会となったのである(ICANNは米商務省との契約にまだ拘束されている)。

さて、このような90年代における政策展開をうけた2000年度、連邦政府の総合的IT関連研究開発プロジェクトとして「IT R&D (Information Technology Research and Development)」が発足した。このプロジェクトは表2にまとめたように、ハイエンド・コンピューティングからIT労働力開発まで、大きく7つの領域(これを「PCA (Program

Component Area」とよぶ)からなり、多様な連邦機関が関与する包括的プログラムである。2001年度には21億ドルにのぼる予算要求規模となっている。

ではアメリカのIT政策において欠けている要素はないのか? アメリカが最も消極的なのは、民間部門における「個人情報保護」である。この問題はEUとの対比することで次号において議論することになるが、国際競争力やサイバースペース覇権という側面から積極的に連邦政府が政策的に関与するのに比べるとその消極性は際立っている。

また、共和党ブッシュ政権のIT政策がどのようなものかはいまだ不明瞭だ。たとえば、デジタルデバイドに関して、民主党政権であったクリントン政権ではある程度積極的な施策が立案・実施されたが、ブッシュ政権に積極的な姿勢はみえない。

(次号へ続く)

【参考URL】

1. 米商務省電子商取引関連HP
<http://www.ecommerce.gov/>

【参考文献】

1. 三和総合研究所調査部『アジアのIT革命』東洋経済新報社、2001年
2. 会津泉『アジアからのネット革命』岩波書店、2001年
3. 木村忠正『第二世代インターネットの情報戦略』NTT出版、1997年
4. 木村忠正『デジタルデバイドとは何か』岩波書店、2001年
5. 林紘一郎・牧野二郎・村井純監修『IT 2001：なにが問題か』岩波書店、2000年

